

# 平成 29 年度 多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金 及び 多摩市私立幼稚園就園奨励費補助金交付事業のお知らせ

## 1 対象条件

多摩市内に住所（住民基本台帳に記載されている）を有する保護者

多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金の場合

- 認可私立幼稚園または都の補助金交付対象である幼稚園類似施設（下記補助金対象一覧のその他※）に通園させている保護者

多摩市私立幼稚園就園奨励費補助金の場合

- 認可私立幼稚園に通園させている保護者

※上記 2 つの補助金は、新制度に移行している幼稚園、認定こども園は対象外になります。  
（多摩市は、新制度に移行している園については、あらかじめ補助金相当額が差し引かれた保育料を設定しています。）

補助金対象一覧

	私立幼稚園等園児保護者補助金		私立幼稚園就園奨励費補助金	
	認可幼稚園	その他※	認可幼稚園	その他※
満 3 歳	○	○	○	×
3 歳	○	○	○	×
4 歳	○	○	○	×
5 歳	○	○	○	×

- お子さんの年齢が、平成 29 年 4 月 1 日現在 3 歳から 5 歳であるか、平成 29 年 4 月 2 日以降申請の日までに満 3 歳に達していること。

【参考】

満 3 歳児	平成 26 年 4 月 2 日～平成 27 年 4 月 1 日に出生した幼児のうち 3 歳に達した者
3 歳児	平成 25 年 4 月 2 日～平成 26 年 4 月 1 日に出生した幼児
4 歳児	平成 24 年 4 月 2 日～平成 25 年 4 月 1 日に出生した幼児
5 歳児	平成 23 年 4 月 2 日～平成 24 年 4 月 1 日に出生した幼児

## 2 補助金限度額

- 補助金限度額の上限は、添付書類 1～2 のとおりです。

**【昨年度からの変更点】**

- ・所得基準は、平成 29 年 9 月 1 日時点の世帯の状況・市民税の所得割額等にて算定します。年度途中で修正申告等されて市民税の所得割額が変わる場合は、子育て支援課に「多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金交付変更申請書兼就園奨励費補助金交付変更申請書（第 5 号様式）」（平成 30 年 3 月 5 日最終〆切）をお出しく下さい。
- ・補助金額が一部変更になっています。（P6 の表参照）

- 保護者に支給される補助金額（私立幼稚園等保護者補助金＋私立幼稚園就園奨励費補助金）は当該年度に支払った入園料および保育料が上限となります。

（教材費、給食費、園バス代等の諸経費は補助金の対象外となります。）

そのため、P6 の表に記載された補助金額がそのままの額で支給されない場合があります。

○ 所得基準は、平成29年度の市町村民税所得割額（平成9月1日現在）にて算定します。

年度途中で修正申告等され「市町村民税所得割額」が変わる場合は、子育て支援課に必ずご連絡ください。

※市民税所得割額の確認方法は【5市民税所得割額の確認方法】を参照ください。

「平成29年度市民税・都民税特別徴収税額の通知書」・・・（見本①）

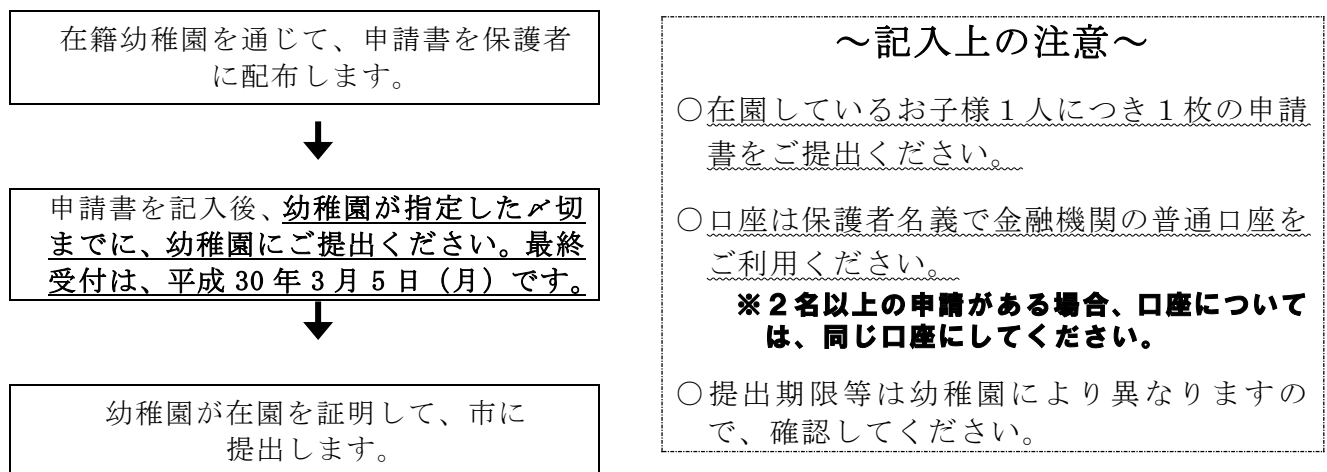
もしくは「平成29年度市民税・都民税納税通知書」・・・（見本②）の市民税所得割額を基準に補助金額を算定します。※なお、市民税所得割額に（住宅借入金等特別税額控除・外国税額控除・配当控除・寄附金控除）がある場合は、控除適用前の額で算定します。

○ 階層区分の算定は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算します。

同居している祖父母等に所得があって課税されている場合は、家計の主宰者であるか以下の点を総合的に判断した上で合算します。

- ・当該園児を扶養控除の対象にしているかどうか
- ・当該園児を健康保険等において扶養家族としているかどうか
- ・世帯構成員のうち最多収入の者であるかどうか

### 3 申請の方法



※多摩市子育て支援課にも、直接または郵送での提出が可能です。（その場合、園に在籍証明書を書いてもらうのを忘れないでください。）

### 4 提出書類

- ① 多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金交付申請書兼多摩市私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（表裏記入有）
- ② ひとり親世帯の場合は、申請書に記入のうえ、どれかひとつ下記の証明書の写し（コピー）が必要です。
  - ・戸籍謄本
  - ・ひとり親制度認定通知書
  - ・児童扶養手当証書（もしくは、「児童扶養手当 認定通知書」）
  - ・ひとり親家庭等医療助成制度のマル親医療証
  - ・離婚届受理証明書
  - ・調停期日通知書（離婚調停中の場合）

③ 年収 360 万円くらいの世帯の方で、同じ世帯に身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳、特別児童扶養手当、障害基礎年金をお持ちの方がいる場合、該当世帯と判断されれば特例世帯になります。

該当になる場合には、必ず上記の手帳等のコピーをご提出ください。

④ 平成 29 年 1 月 2 日以降に多摩市に転入された方

・平成 29 年度の税額がわかる税証明書等を添付（写し可）

●平成 29 年度市町村民税課税・非課税証明書（写）」  
もしくは「平成 29 年度市町村民税納税通知書（写）」。

※平成 29 年度市町村民税課税・非課税証明書は平成 29 年 1 月 1 日に住民登録のあった市区町村で交付されます。

なお、後日提出の場合には、申請書の余白にその旨をご記入ください。

（例）○月○日ごろ、郵送・窓口にて提出します。

・海外から帰国（入国）された方及び海外に単身赴任をされている方がいる世帯の場合

●パスポート（入国年月日が確認できる箇所等）の写し  
●前年度の所得があることが明らかな場合は、所得が分かるものを添付

※平成 29 年 1 月 1 日以前から多摩市に住民登録がある方

●税書類の提出は必要ありませんが、年末調整（給与所得者）、確定申告、住民税の申告を必ず行ってください。未申告の場合、補助金交付金額は、「添付 1」にある「上記に該当しない世帯」及び「上記以外の区分の世帯」になります。

## 5 市民税所得割額の確認方法

「平成 29 年度 市民税・都民税特別徴収税額」(見本①)

平成 29 年度 給与所得等に係る 市民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得 給与収入 給与所得 その他の所得計

主たる給与以外の合算所得区分 総所得金額①

課税標準 課税総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 先物取引

市民税 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦

都民税 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦

特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪

変更前税額⑫ 増減額(⑧-⑫) 変更月

補助金の判定基準額「市民税所得割課税額」

「平成 29 年度 市民税・都民税納通知書」(見本②)

\*市民税所得割額に(住宅借入金等特別税額控除・外国税額控除・配当控除・寄附金控除)がある場合は、控除適用前の額で算定します。

通知書番号

●税額の明細

種類	課税標準額(円)	市民税(円)	都民税(円)
総合分			
分離分			
山林分			
調整控除額			
配当控除額			
住宅借入金等特別控除額			
寄附金税額控除額			
外国税額控除額等			
配当割額又は株式等譲渡割額等			
所得割額			
均等割額			
年税額			
給与所得等から特別徴収する額			
その他の所得等から特別徴収する額			
課税標準額又は給与所得等			
控除不足額			
差引納付額			
充当額			
第1期			
第2期			
第3期			
第4期			
納付額			
充当額			

※「控除不足額」には、所得額より控除することができなかった配当割・株式等譲渡割額を表示します。

## 6 交付決定通知書及び支給方法

- 交付決定通知書を直接保護者宛に郵送します。
- 支給方法は、申請書に記載されている保護者の口座に振り込みます。

〈私立幼稚園等園児保護者補助金〉

	決定・通知	支給
上半期分(4月～9月)	10月下旬	10月31日
下半期分(10月～3月)	3月下旬	3月30日

〈私立幼稚園就園奨励費補助金〉

	決定・通知	支給
1年分(4月～3月)	1月下旬	2月上旬

※1月から3月に転居予定がある方は、早めに子育て支援課に「多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金交付変更申請書兼就園奨励費補助金交付変更申請書(第5号様式)」をご提出ください。

各補助金については、多摩市に在住している期間が交付対象になります。年度の途中で転出をされますと、すでにお支払いしている金額を月割りにて返還していただくことになります。

## 7 注意事項

- 記入は黒ボールペンを使用し、記入もれ等がないようにお願いします。
- 間違って記入した場合は、二重線「——」で消し訂正印を押して記入してください。  
なお、訂正については修正液等を使用しないでください。
- 印鑑は、鮮明に押してください。(スタンプ印は使用不可)
- 申請された内容(住所、口座、世帯状況等)に変更が生じた場合には、変更届を子育て支援課まで提出してください。変更届の用紙は、多摩市公式ホームページにてダウンロードが可能です。  
また、生活保護受給世帯の方は、補助金額が変わる場合がありますので、その旨を子育て支援課までご連絡ください
- 年度の途中で入園及び退園した場合、また多摩市民でなくなった場合については、必ずお知らせください。その際は、在園・在住に応じて補助金を支給します。また、補助金支払後に転出・退園等が確認された場合は、補助金の返還金が生じる場合もありますのでご了承ください。事前のご連絡をお願いします。
- 里親に委託されている園児については、証明が必要となりますので、子育て支援課までご連絡ください。
- 市民税・都民税の申告をされていない方は、税額の確認ができないため至急、申告をしてください。税額の確認ができない場合、保護者補助金については、月額2,700円で認定することとし、就園奨励費補助金については、支給がないものとしますのでご了承ください。
- 私立幼稚園等園児保護者補助金及び私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書や変更届の  
**最終受付締切は、平成30年3月5日(月)**となっております。  
提出が遅れた場合は、受付できませんのでご了承ください。

## 【私立幼稚園等園児保護者補助金】

添付 1

区 分	対象年齢	所 得 基 準	補助額 (一人当たり)	
			第 1 子	第 2 子 以降
私立幼稚園 若しくは 幼稚園類似施 設に在籍する 幼児	満 3 歳～5 歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給世帯</li> <li>・市民税非課税世帯</li> <li>・市民税所得割非課税世帯</li> <li>・別添 2 区分の a のうち特例世帯</li> </ul> (年収：約 270 万円くらいまで)	(月 額) 11,300 円	(月 額) 11,300 円
		市民税所得割課税額が 別添 2 の区分 a 以下の世帯 (特例世帯を除く)	(月 額) 9,400 円	(月 額) 11,100 円
		市民税所得割課税額が 別添 2 の区分 b 以下の世帯 (年収：約 680 万円くらいまで)	(月 額) 7,500 円	(月 額) 9,600 円
		市民税所得割課税額が 別添 2 の区分 c 以下の世帯	(月 額) 5,100 円	(月 額) 7,700 円
		上記に該当しない世帯	(月 額) 2,700 円	(月 額) 2,700 円

## 【私立幼稚園就園奨励費補助金】 平成 29 年 4 月 1 日現在予定金額

区 分		補助限度額			
		第 1 子	第 2 子	第 3 子 以降	
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 308,000 円			
2	平成 28 年度の市民税が非課税となる世帯 平成 28 年度の市民税の所得割が非課税と なる世帯 (年収：約 270 万円くらいまで)	特例世帯 以外	年額 272,000 円	年額 308,000 円	年額 308,000 円
		特例世帯	年額 308,000 円		
3	平成 28 年度の市民税の所得割課税額が 別添 2 の区分 a 以下の世帯 (年収：約 360 万円くらいまで)	特例世帯 以外	年額 139,200 円	年額 223,000 円	年額 308,000 円
		特例世帯	年額 272,000 円	年額 308,000 円	
4	平成 28 年度の市民税の所得割課税額が 別添 2 の区分 b 以下の世帯 (年収：680 万円くらいまで)	年額 62,200 円	年額 185,000 円	年額 308,000 円	
5	上記以外の区分の世帯	支給なし	年額 154,000 円	年額 308,000 円	

## 私立幼稚園等園児保護者補助金と私立幼稚園就園奨励費補助金に共通する算定方法

- 第1子           : 幼稚園に同一世帯から1人就園している場合及び2人以上就園している場合の最年長者の幼児
- 第2子以降   : 以下の何れかに該当する幼児
- ア 幼稚園、幼稚園類似の施設、保育所(東京都認証保育所を含む)  
        認定こども園に在籍する兄・姉を有する幼児
- イ 小学校1～3年生の兄・姉を有する幼児  
        (別添2の区分a以下に該当する世帯で、生計を一にする兄・姉がいる場合には、年齢に関わらず算定対象になります。)
- ウ 児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する就学前児童の兄・姉を有する幼児
- \* ウについては、通所している受給者証の証明が必要となります。

### ○特例世帯とは

- ①保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの
- ②障がい児(者)(手帳所持者で在宅の者に限る。)
- ※身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳、特別児童扶養手当、障害基礎年金をお持ちの方に限る。
- ③その他生活保護法に定める要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める者に該当する世帯をいう。

(該当の方は、申請書の外にこれらが分かるもののコピーが必要です。)

添付 2

区分	19歳未満の扶養親族の数			基準額	
		16歳未満 H12.1.2~H27.12.31	16歳以上19歳未満 H9.1.2~H12.1.1	市民税所得割課税額	
a	1人	1人	0人	55,800円	
	2人	1人	1人	66,900円	
		2人	0人	77,100円	
	3人	1人	2人	78,000円	
		2人	1人	88,200円	
		3人	0人	98,400円	
	4人	1人	3人	89,100円	
		2人	2人	99,300円	
		3人	1人	109,500円	
		4人	0人	119,700円	
	5人以上：34,500円に、16歳未満の人数に21,300円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の人数に11,100円を乗じて得た額を加えた額				
	b	1人	1人	0人	191,400円
		2人	1人	1人	198,600円
2人			0人	211,200円	
3人		1人	2人	205,800円	
		2人	1人	218,400円	
		3人	0人	231,000円	
4人		1人	3人	213,000円	
		2人	2人	225,600円	
		3人	1人	238,200円	
		4人	0人	250,800円	
5人以上：171,600円に、16歳未満の人数に19,800円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の人数に7,200円を乗じて得た額を加えた額					
c		1人	1人	0人	236,500円
		2人	1人	1人	243,700円
	2人		0人	256,300円	
	3人	1人	2人	250,900円	
		2人	1人	263,500円	
		3人	0人	276,100円	
	4人	1人	3人	258,100円	
		2人	2人	270,700円	
		3人	1人	283,300円	
		4人	0人	295,900円	
	5人以上：216,700円に、16歳未満の人数に19,800円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の人数に7,200円を乗じて得た額を加えた額				





〒206-8666 多摩市関戸6-12-1 (多摩市役所 2階)  
多摩市 子ども青少年部 子育て支援課 計画推進・保育担当  
TEL 042-338-6850 (直通)